

## 陳 述 書

平成28年 1月 7日

東京地方裁判所民事第36部合B1係 御中

住所 石川県能登町板橋区108番地氏名 中山 幸永 (印)

## 1 はじめに

私は、能登町ふれあい公社（以下、「公社」といいます。）の職員をしております。平成24年度に能登町ブルーベリー普及センターへの移動により、現在は、能登町の特産物でありますブルーベリーの農家への普及、栽培管理指導をしてしておりますが、平成19年から平成24年までの間は、日本の在来種であるクロマルハナバチの飼育、販売事業に取り組んでおりました。

この事業で、私は、東京の武蔵野種苗園及び板橋区ホテル館で1年間の研修を受け、能登へ戻って平成21年に能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設ができてからは、その副施設長をしておりました。

研修期間中はもちろん、研修後も、ハチの出荷を休止するに至るまで、板橋区ホテル館の阿部氏や武蔵野種苗園の綾部さんからは、ハチの飼育に関わる専門的指導はもちろん、この事業を成功させるために、様々な指導、アドバイス等の協力を頂きました。

公社のクロマルハナバチの飼育・販売事業への取り組みの詳細、顛末については、当時施設長をしていた田原さんと、公社の同僚である政田将昭の説明のとおりです。

私は、自分の東京での研修等について、二人の説明を補足して説明いたします。

## 2 東京での研修等について

公社には、事業に着手した平成19年度当初、ハチ飼育・販売のノウハウが全くありませんでしたので、公社職員2人を東京で研修させることとなり、

研修生として、私と公社の同僚である政田将昭の二人が選抜されました。

政田は、平成19年4月から1年間、私は、政田の半年後の平成19年10月に上京して1年間、ハチ飼育・出荷について研修生活を送りました。

私たちは、公社が借上げた武蔵野種苗園の近くのアパートで暮らしながら、平日午前9時から午後18時まで、武蔵野種苗園やホテル館で、ハチの休眠処理以外の、飼育、出荷作業をしたり、ハチの生態を学んだりしました。

研修先は武蔵野種苗園で、ホテル館では、武蔵野種苗園の研修員という立場で、綾部さんや他のボランティアと共に作業しておりました。

ハチの飼育は初めてのことで、最初は、クマバチとマルハナバチの区別もつかないような状態からでしたが、阿部氏や綾部さんからご指導を受け、公社がハチを飼育・出荷するために必要な知識を徐々につけることができました。

公社の職員は政田と私の2人だけでしたが、研修期間中に、能登町や公社の方が何度か訪問しておりました。

平成20年1月には、能登町の持木町長が東京に訪れる機会があり、その際にホテル館を来館されましたので、私が案内をしました。

同年5月には、公社の、福地副理事長、小浦事務局長（いずれも当時）、研修を終えたばかりの政田が、作業内容の視察、説明を受けるためにホテル館を訪れたことがありました。

そして、平成20年7月、ホテル館で開かれたホテルの夜間公開では、板橋区から招待いただいて、能登町から、持木町長、私が参加し、その際には、能登町のパンフレットを、入り口に設置した机に、他の資料とともに備え置いていただきました。

その夜間公開の当日、一、二時間ほどの反省会が開かれ、持木町長と板橋区長が並んで座って、固い握手をしたことを覚えております。

そして、同年8月には、板橋区の協力をいただいて、公社の職員がさらに二人、ホテル施設で1週間ほどの研修を受けました。

既に、この頃から、板橋区の方々には、能登町の取り組みについてご理解頂き、多大な協力を頂いておりました。

そして、その後も、板橋区のご理解のもと、阿部氏の指導を受けて能登町で政田らとハチの飼育販売に取り組むこととなりますが、その詳細、及び顛末は政田が説明するとおりです。

### 3 阿部氏の懲戒処分について

田原さん、政田の説明にもあるとおり、能登町のハチの飼育販売事業は、その取り組みの当初から、板橋区ホテル館の協力を得て、進めてきたものです。

板橋区には、私たちの事業についてご理解頂き、阿部氏の技術指導の他、ホテル館の研修生の受け入れや、講師派遣等、多大な協力を頂いたにもかかわらず、また、イノリー企画の駒野さんには、大変無理言って平成23年度からハチの供給業務を担当してもらったにもかかわらず、結局、期待に応えることができず、事業を道半ばで休止することとなったのは大変残念で、板橋区やイノリー企画の駒野さんには、申し訳ない想いがあります。

板橋区には感謝しておりますが、最近の板橋区の阿部氏に対する対応については、納得がいきません。

私たちがハチの飼育販売事業を推進するにあたり、阿部氏から継続的な指導協力を受けていたことは、板橋区は、当然認識していたはずですが、阿部氏は、板橋区の職員として、私たちに協力してくれていたわけであり、そうでなければ、個人的に、しかも全くの無償で、私たちの面倒なお願いに快く対応頂く理由がありません。

能登町の事業との関係で、これまで、阿部氏やイノリー企画の駒野さんにご面倒を掛けたことはあっても、阿部氏や駒野さんが、私腹を肥やしたりしたことは、私が知る限りあり得ません。

にもかかわらず、平成26年頃から、板橋区の職員が能登町に来る際の対応は、阿部氏を侮辱する、あまりにも酷いものです。

具体的には、能登町に来る板橋区の職員の方は、私に対し、阿部氏のことを「阿部は犯罪者だ」と何度はっきり呼んでおります。

阿部氏が、一体、何をしたというのですか。能登町ふれあい公社とイノリー企画との売買契約書に阿部氏の名前があることが「犯罪者」にあたるというのですか。全く不可解です。

他の自治体の処分については、とやかくいう立場にありませんが、「犯罪者」呼ばわりするのは、単なる個人攻撃で許せないことです。

以上